

人閣議 第一四八号

起案

平成一〇年六月一八日

決定 平成一〇年六月一九日
裁可 平成一〇年六月二三日
上奏 平成一〇年六月二三日

施行 平成一〇年六月二三日

平成

年

月

日

内閣總理大臣

伊吹

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣

下稻葉 国務大臣

島村 国務大臣

瓦 上 杉 国務大臣

龜井 久間 国務大臣

小渕 国務大臣

堀内 国務大臣

小里 上 杉 国務大臣

尾身 久間 国務大臣

松永 国務大臣

藤井 国務大臣

木谷 鈴木 国務大臣

岡垣 鈴木 国務大臣

町村 国務大臣

自見 国務大臣

里 小 里 国務大臣

身 尾 久間 国務大臣

小泉 国務大臣

伊吹 国務大臣

木大 木 国務大臣

木大 木 国務大臣

検事長

北島

敬介

検事総長に任命する

一級に叙する

法務事務次官ノ則定衛

検事東條伸一郎

検事長に任命する

一級に叙する

検事総長土肥孝治

願に依り本官を免ずる

文
秘
印
書

法務省人任第1443号
平成10年6月15日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、検事総長土肥孝治の退官に伴い、その後任に東京高等検察庁検事長北島敬介を、その後任に法務事務次官則定衛を、また、本月19日付けで退官し欠員となっている名古屋高等検察庁検事長に札幌高等検察庁検事長村山弘義を、その後任に最高検察庁刑事部長東條伸一郎をそれぞれ充てようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長 検事長 北島敬介
検事総長に任命する
一級に叙する

法務事務次官 則定衛
検事長に任命する
一級に叙する

最高検察庁刑事部長 検事 東條伸一郎
検事長に任命する
一級に叙する

検事総長 土肥孝治
願に依り本官を免ずる
(平成10年6月23日付け)

北島敬介

2丁		省務法		年月日	事項	北島敬介
五八	二	五七	三	昭和四六九一八	千葉地方検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
					事務取扱の期間は昭和四六年一〇月八日までとする	
					東京地方検察庁検事に配置換する	
				四九七一〇	アメリカ合衆国、スペイン、イタリア、オーストリア、スイス、フランス、連合王国及びオランダへ出張を命ずる	
					出張期間は昭和四九年八月七日から同年九月一五日までとする	
				五〇九一七	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	
				五一一二四	法制審議会幹事に併任する	
				五二二五	法務省刑事局付に充てる	
					法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	
				五三二三	法務省刑事局参事官に充てる	
					法制審議会幹事に併任する	
				五四二四	法務省刑事局参事官に充てることを解く	
				五六二四	法制審議会幹事の併任を解除する	
				五七一九	東京高等検察庁検事に配置換する	
				五八二五	東京地方検察庁検事に併任する	
					法務省刑事局刑事課長に充てる	

北島敬介

年 月 日

事

項

省

法務省

昭和五八年二月二四

東京地方検察庁検事の併任を解除する
東京地方検察庁幹事に併任する

昭和五九年二月二〇

東京地方検察庁交通部長を命ずる
東京地方検察庁検事に配置換する

昭和六〇年二月一〇

東京地方検察庁刑事部長を命ずる
東京地方検察庁交通部長を免ずる

昭和六一年二月一六

東京地方検察庁幹事の併任を解除する
東京高等検察庁検事に配置換する

昭和六一年二月一八

東京高等検察庁検事に配置換する
司法研修所教官に充てる

昭和六一年二月二五

東京高等検察庁検事に配置換する
司法研修所教官に充てる

昭和六一年二月二五

東京高等検察庁検事に配置換する
法制審議会少年法部会委員に併任する

昭和六一年二月一五

東京高等検察庁検事に配置換する
法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

昭和六一年二月一五

東京高等検察庁検事に配置換する
検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

昭和六一年二月二八

東京高等検察庁検事に配置換する
併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする

昭和六一年二月一

東京高等検察庁検事に配置換する
司法修習生考試委員会委員を委嘱する

昭和六一年二月一

東京高等検察庁検事に配置換する
昭和六一年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する

昭和六一年二月一

東京高等検察庁検事に配置換する
併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする

昭和六一年二月一

東京高等検察庁検事に配置換する
併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする

3丁

六二	一	七	一	二八	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省
一	五	一	一	昭和六一年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する					
				併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする					
				昭和六一年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する					
				併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする					
				併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする					
				併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする					

法務省		年	月	日	項	北島敬介
丁	4	昭和六二	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
"	"	昭和六三	一	四	併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする	
"	"	"	四	六	司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所
"	"	昭和六三	五	一〇	昭和六三年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する	法務省
"	"	"	六	二	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所
"	"	平成元	九	九	秋田地方検察庁検事正に配置換する	法務省
"	"	"	四	一二	東京地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所
"	"	"	"	"	東京地方検察庁次席検事を命ずる	法務省
"	"	"	"	"	法制審議会刑事法部会委員に併任する	最高裁判所
"	"	昭和六三	一〇	三〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	法務省
"	"	"	一	二一	かねて東京地方検察庁総務部長を命ずる	最高裁判所
"	"	東京地方	四	四	東京地方検察庁総務部長を免ずる	法務省
"	"	"	"	"	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所
"	"	"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	法務省

北 島 敬 介

事 項

年

月

日

省

平成
三

二二

東京高等検察庁次席検事を配置換する

法務省

最高裁判所

務

四

一六

法制審議会刑事法部会委員に併任する

最高裁判所

法

五

七

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する

最高裁判所

事

八

二

東京地方検察庁検事正に配置換する

最高裁判所

六

一

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる

最高裁判所

二

一一

最高検察庁検事に配置換する

最高裁判所

三

一一

最高検察庁公安部長を命ずる

最高裁判所

四

二八

中華人民共和国へ出張を命ずる

最高裁判所

五

一

出張期間は平成七年五月一七日から同月二三日までとする

最高裁判所

六

一

次長検事に任命する

最高裁判所

七

一

一級に叙する

最高裁判所

八

一

検察官特別考試審査会委員に併任する

最高裁判所

九

一

副検事選考審査会委員に併任する

最高裁判所

十

一

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

最高裁判所

5 丁

省務法				出生地	現住所	本籍	氏名	則定	のりさだまもる
年	月	日	事項	旧氏名	出生年月日	昭和一三年七月二一日	法院名	地名	衛
三五	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格				司法試験管理委員会		
三六	三		東京大学法学部卒業						
三八	四	四	司法修習生を命ずる				最高裁判所		
三九	八	八	司法修習生の修習終了						
四一	三	九	検事二級(札幌地方検察厅検事)に任命する						
四二	二五	二五	釧路地方検察厅検事に配置換する						
四三	一九	一九	水戸地方検察厅検事に配置換する				法務省		
四四	二五		東京地方検察厅検事に配置換する						
五六	三		津地方検察厅検事に配置換する						
五七	一〇		静岡地方検察厅検察官事務取扱を命ずる						
五八	一〇		静岡地方検察厅検察官事務取扱を免する						
五九	最高	檢察	最高檢察廳	最高檢察廳	出生年月日	昭和一三年七月二一日	法院名	地名	衛

2 丁		法務省						則定衛	
年	月	日	事項	法務省	外務省	外務省	法務省		
昭和四四	九	二五	アメリカ合衆国へ出張を命ずる					出張期間は昭和四四年一〇月一日から同年一二月三一日までとする	
四五	二	一	東京地方検察庁検事に配置換する					法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	
四六	二	一	法務大臣秘書官事務取扱に併任する					法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する	
四七	七	一七	法務大臣秘書官事務取扱に併任する					法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	
四八	八	一五	法務省刑事局付に充てる					外務事務官（大臣官房）に併任する	
四九	四	二	外務省に出向させる					外務事務官（在ベルリン日本国総領事館）に転任させる	
五〇	四	二	外務事務官（在ベルリン日本国総領事館）に転任させる					領事を命ずる	
五一	四	一	帰朝を命ずる					法務省に出向させる	
五二	四	一	法務省に出向させる					検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる	
五三	二	一	法務省刑事局参事官に充てる					法務省刑事局参事官に充てる	
			法務省	外務省	外務省	外務省	法務省		

3 丁		法務省		年	月	日	事項	則定	府	名
昭和五二	三一	二六	法務省刑事局参事官に充てることを解く						法務省	衛
五三	三	二四	東京区検察庁検事に併任する							
五四	八	一五	東京区検察庁検事の併任を解除する							
五六	八	一七	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる							
"	"	九	一	法制審議会幹事に併任する						"
"	"	九	一	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する						"
"	"	一〇	一	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する						"
"	"	二	一	併任の期間は昭和五六年一二月三一日までとする						"
"	"	八	一	昭和五七年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する						"
"	"	二三	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする						"
"	"	五七	一	法務省刑事局公安課長に充てる						"
"	"	五八	一	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる						"
"	"	五	二五	昭和五八年司法試験(第一次試験) 考査委員に併任する						"
"	"	一	一	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする						"
"	"	一七	一	法制審議会幹事に併任する						"
"	"	昭和五九年司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する		併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする						"

4 丁		省		年		月		日		事項		則定衛	
法	務	務	省	昭和五九	四	六	昭和五九年	四	六	昭和五九年	度司法試験(第二次試験)	考査委員の併任を解除する	法務省
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする	東京高等検察庁検事に配置換する	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	法務省刑事局公安課長に充てる	法務省刑事局総務課長に充てる	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	副検事選考審査会予備委員に併任する	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二六条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	法務省
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	法務省
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	併任の期間は昭和六〇年一二月三一日までとする	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所

5 丁		省務法		年月日		事項	則定	衛
昭和六〇	九一	法務省	外務省	最高裁判所	内閣	法務省	法務省	法務省
六一	五一五	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"	"	"	香港、タイ、マレイシア及びシンガポールへ出張を命ずる 出張期間は昭和六一年八月一〇日から同月二十五日までとする	"	"
六二	"	法務大臣官房会計課長に充てる 検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する 副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	"	"	"	任期は昭和六三年六月三〇日までとする 法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	"	"
一二	一一〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する 協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く	"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる 第一〇八回国会政府委員を命ずる	"	"
二九	一二二九	第一一二回国会政府委員を命ずる	"	"	"			

6 丁					法務省	昭和六三 四 二〇	年 月 日	事 項	則定衛	
									内閣	法務省
	"	"	"	"	法務審議会民事訴訟法部会委員に併任する			法務審議会司法制度部会委員に併任する		
	"	"	"	"	法務審議会刑事法部会委員に併任する			法務審議会商法部会委員に併任する		
	"	"	"	"	法務審議会強制執行制度部会委員に併任する			法務審議会國際私法部会委員に併任する		
	"	"	"	"	法務審議会少年法部会委員に併任する			法務審議会幹事に併任する		
	"	"	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる					
	"	"	"	"	日本弁護士連合会外国法事務弁護士登録審査会委員及び同懲戒委員会 予備委員に委嘱する	法務省	二五 七			
					任期は昭和六四年三月末日までとする					
					最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員に任命する					
					最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する					
					最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する					
最高裁判所					日本弁護士連合会					

7丁

法務省										則定衛
	年	月	日	事項	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
三	平成元年	昭和六十三年	七月二二	第一一三回国会政府委員を命ずる						
八	平成二年	昭和六十四年	八月一四	第一一四回国会政府委員を命ずる						
二九	平成二年	昭和六四年	八月一四	日本弁護士連合会外国法事務弁護士登録審査会委員及び同懲戒委員会予備委員に委嘱する						
				任期は平成三年三月末日までとする						
				最高検察庁検事に配置換する						
				法務大臣官房司法法制調査部長に充てる						
				最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事に任命する						
				第一一六回国会政府委員を命ずる						
				第一一八回国会政府委員を命ずる						
				法務大臣官房司法法制調査部長に充てることを解く						
				法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））に併任する						
				法制審議会刑事法部会委員に併任する						
				奈良地方検察庁検事正に配置換する						
				法務事務官（法務大臣官房付（特命調整担当））の併任を解除する						
				法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する						
				最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事を免ずる						
最高裁判所				" "	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所

8 丁		省		法務		年		月		日		事項		則定衛	
"	"	五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	最高検察庁検事に配置換する			
九		四	"	"	"	"	"	"	"	"	"	法務大臣官房長に充てる			
一七		二七	二二	一二	一〇	一	四	一	一一	八	一二	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所	法務省	法務省
												日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる			
												日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条による合同会議日本政府代表代理を命ずる			
												第一一二回国会政府委員を命ずる	内閣		
												第一二三回国会政府委員を命ずる	内閣		
												法務事務次官根來泰周外国出張につき同事務次官事務代理を命ずる	内閣		
												事務代理の期間は平成四年一〇月二三日までとする	内閣		
												第一二五回国会政府委員を命ずる	内閣		
												第一二六回国会政府委員を命ずる	内閣		
												中華人民共和国へ出張を命ずる	内閣		
												出張期間は平成五年五月三日から同月一〇日までとする	内閣		
												第一二八回国会政府委員を命ずる	内閣		

9 丁		省務法		年月日		事項		則定衛	
年	月	日	事項	年	月	日	事項	年	月
平成五	一〇	一六	法制審議会幹事に併任する	二二	一二	二	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	二二	最高裁判所
"	"	"	法務省刑事局長に充てる	"	"	"	検察官特別考試審査会委員に併任する	副検事選考審査会委員に併任する	法務省
五	三	二五	法制審議会刑事法部会委員に併任する	二七	二	一二八回国会政府委員を命ずる	法制審議会少年法部会委員に併任する	第一二八回国会政府委員を命ずる	法務省
二〇	壳春対策審議会幹事に任命する	六	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる	内閣	内閣	内閣	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一〇条による合同会議日本政府代表代理を免ずる	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	内閣
"	"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	"	"	"	司法修習生考試委員会委員を命ずる	第一二九回国会政府委員を命ずる	内閣
五	三	二五	青少年問題審議会幹事に任命する	二八	二一	二一	青少年問題審議会幹事に任命する	壳春対策審議会幹事に任命する	内閣

		法務省		年 月 日	事 項	則 定 名
平成 六	六	一	動物保護審議会幹事に任命する 自然環境保全審議会幹事に任命する			
"	"	七	"	一〇	第一三二回国会政府委員を命ずる 大韓民国へ出張を命ずる	"
"	"	八	"	一〇	出張期間は平成七年五月二日から同月六日までとする	内閣
"	"	九	二九	一二〇	第一三四回国会政府委員を命ずる	"
"	"	一〇	一六	法務審議会幹事に併任する	法務省	内閣
"	"	一一	二二	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所	内閣
"	"	一二	二二	法制審議会刑法部会委員に併任する	法務省	内閣
"	"	一三	二二	法制審議会少年法部会委員に併任する	法務省	内閣
"	"	一四	二二	法務事務次官に任命する	法務省	内閣
"	"	一五	二二	司法試験管理委員会委員長に併任する	法務省	内閣
"	"	一六	二四	法制審議会委員に併任する	法務省	内閣
"	"	一七	二四	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	法務省	内閣
"	"	一八	二四	法制審議会幹事の併任を解除する	法務省	内閣
"	"	一九	二九	高齢社会対策会議幹事に任命する	法務省	内閣
"	"	二〇	二九	公害対策会議幹事に任命する	法務省	内閣

年 月 日	事 項	省		最 高 裁 判 所	則 定 衛
		平成 八	二 五		
"	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	"	"	國有財産中央審議会委員に併任する	大蔵省
"	海外移住審議会幹事に任命する	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所
"	中央交通安全対策会議幹事に任命する	"	"	地域改善対策協議会委員に任命する	内閣
"	科学技術振興事業団設立委員を命ずる	"	"	オーストリア、ハンガリー、フランス及び連合王国へ出張を命ずる	内閣
"	出張期間は平成八年九月一六日から同月二八日までとする	"	"	消費者保護会議幹事に任命する	内閣
"	国会等移転審議会幹事に任命する	"	"	運輸施設整備事業団設立委員に任命する	内閣
"	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	"	"	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	内閣
"	出張期間は平成九年一二月七日から同月一四日までとする	"	"	法制審議会委員に併任する	内閣
"	法制審議会委員に併任する	法務省	法務省	法務省	法務省

とうじょうしんいちろう

省本籍

氏名 東條伸一郎

現住所

出生年月日 昭和一四年六月一七日

年月日

項序名

事

三七九二九

司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

三八三

東京大学法学部卒業

四〇四

司法修習生を命ずる

四八一

司法修習生の修習終了

四九九

検事二級(東京地方検察庁検事)に任命する

五一九

法務事務官(法務省刑事局付)に併任する

五六一八

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

五四一

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

四三七

出張期間は昭和四一年六月三〇日から同四年六月三〇日までとする

四二一

宇都宮地方検察庁検事に配置換する

四一三

法務事務官(法務省刑事局付)の併任を解除する

二〇七

東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる

一三一

東京地方検察官事務取扱を命ずる

1丁

東京高等検察庁

法務省		年	月	日	事	項	東京高等検察庁	東京地方検察官事務取扱を免する
2	丁	昭和四四	二	一〇				
五	一	〃	五〇	八	一五	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 法務省刑事局付に充てることを解く 大蔵事務官（国税庁調査審査部）の併任を解除する アメリカ合衆国へ出張を命ずる	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
四	四	〃	四九	四	一	法務省刑事局付に充てる	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
三	三	〃	四五	三	二七	法務事務官（法務大臣官房秘書課）に併任する 併任の期間は昭和四五年八月二七日までとする 犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第四回国際連合会議日本準備委員会事務局付を命ずる	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
			四六	八	一六	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する 大蔵事務官（国税庁調査審査部）に併任する	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
			四七	一	二五	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
			四九	四	一	法務省刑事局付に充てる	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
			五〇	八	一五	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 法務省刑事局付に充てることを解く 大蔵事務官（国税庁調査審査部）の併任を解除する アメリカ合衆国へ出張を命ずる	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する
						出張期間は昭和五一年四月五日から同月一六日までとする	東京地方検察官事務取扱を免する	東京地方検察官事務取扱を免する

3 丁		法務省		年	月	日	事項	府名
五七	五六			昭和五一	五	二五	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省
八	一二			五三	一	二五	法務省刑事局参事官に充てる	"
二〇	八			"	四	一九	法制審議会幹事に併任する	"
昭和五七年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する				三四	三	二七	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	"
併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする				五四	一	一二	司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する	"
併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする				"	六	一六	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	"
出張期間は昭和五四年一月二〇日から同年二月一一日までとする				"	二〇	二七	外務事務官(アメリカ局)に併任する	"
期間は昭和五四年一月二六日までとする				"	二七	二七	外務事務官(国際連合局)に併任する	"
期間は昭和五四年二月一八日までとする				四九			大蔵事務官(国税庁調査査察部査察課)に併任する	"
併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする							大蔵事務官(国税庁調査査察部)に併任する	"

4丁		省務法		年月日	事項	東條伸一郎
内閣	内閣	昭和五七	二二	二〇	大蔵事務官(国税庁調査监察部监察課)の併任を解除する 昭和五八年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する 併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする	国税庁
" "	" "	五八	一一	二	法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省
七	四	五九	一一	二〇	法務省刑事局刑事課長に充てる	法務省
二一	二〇	六〇	一一	一五	法制審議会幹事に併任する	法務省
" "	" "	六一	一	五	東京高等検察庁検事に配置換する 法務事務官(法務大臣官房付)に併任する	法務省
六三	一四	六二	一	五	法制審議会幹事の併任を解除する 昭和六二年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する 併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	法務省
七	四	六四	一九	八	副検事選考審査会予備委員に併任する 法務大臣官房参事官に充てる 法務事務官(法務大臣官房付)の併任を解除する 法制審議会幹事に併任する	法務省
二一	二〇	六五	一四	一〇	昭和六三年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する 併任の期間は昭和六三年一二月三一日までとする 法務大臣官房審議官(刑事局担当)に充てる 第一一二回国会政府委員を命ずる	法務省

東條伸一郎

年 月 日 事 項

項

序

名

昭和六四
平成元

一四
二六

昭和六四年度司法試験(第二次試験) 考査委員に併任する
併任の期間は昭和六四年一二月三一日までとする

法務省

平成元

二六

かねて保護局担当を命ずる

内閣

法務省

第一一四回国会政府委員を命ずる

法務省

法制審議会刑事法部会委員に併任する

法務省

平成元

二六

法制審議会少年法部会委員に併任する

法務省

平成元

二九

法制審議会幹事に併任する

法務省

平成元

二一〇

副検事選考審査会予備委員の併任を解除する

法務省

平成元

二一〇

法制審議会刑事法部会委員に併任する

法務省

平成元

二一〇

法制審議会少年法部会委員に併任する

法務省

平成元

二一〇

最高検察院幹事に配置換する

法務省

平成元

二一〇

法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

法務省

平成元

二一〇

最高検察院幹事に配置換する

法務省

平成元

二一〇

公衆衛生審議会委員を委嘱する

法務省

平成元

二一〇

任期は平成四年一二月八日までとする

法務省

平成元

二一〇

優生保護部会員に指名する

法務省

平成元

二一〇

大分地方検察院検事正に配置換する

法務省

平成元

二一〇

法制審議会刑法部会委員の併任を解除する

法務省

平成元

二一〇

公衆衛生審議会委員の委嘱を解く

法務省

5丁

6 丁		法務省						年 月 日	事 項	東 條 伸 一 郎
		平成 五	九	一三	最 高 檢 察 廳	檢 事	に 配 置 換 す る		法 務 省	
一〇	" "	八	"	第一三四回国会政府委員を命ずる	第一三六回国会政府委員を命ずる	内	"	法務省矯正局長に充てる	法務省	
一	" "	九	"	青少年問題審議会幹事に任命する	青少年問題審議会幹事に任命する	閣	"	法制審議会少年法部会委員に併任する	法務省	
二九	一二	一	二二	第一四〇回国会政府委員を命ずる	第一三九回国会政府委員を命ずる	内	"	法制審議会幹事に併任する	法務省	
	一五	二	二〇	第一四一回国会政府委員を命ずる	出張期間は平成八年九月一三日から同月二二日までとする	法	務	法務省矯正局長に充てる	法務省	
		九	"	マレイシア及び中華人民共和国へ出張を命ずる	法	務	省	最高検察庁刑事部長を命ずる	法務省	
		四	"	出張期間は平成九年九月一三日から同月二五日までとする	内	閣	"	矯正保護審議会委員に併任する	法務省	
		二九	"	第一回国会政府委員を命ずる	"			矯正保護審議会委員に併任する	法務省	
		一二	"	最高検察庁刑事部長を命ずる					法務省	
		一五	"	矯正保護審議会委員に併任することを解く					法務省	

省務法

7丁

年

月

日

事

項

東條伸一郎

併任の期間は平成二一年一〇月一九日までとする

平成一〇
二
九

青少年問題審議会幹事を免する

内法務省閣

内閣総理大臣 橋本龍太郎 殿

検事総長

退官願

検事略歴

本籍

ドヒ タカハル

土肥 孝治

昭和 8年 7月12日生

昭和31年 3月 京都大学法学部卒
昭和31年 4月 司法修習生

発令日

所属

昭和33年 4月	札幌地検検事
昭和40年12月	大阪地検検事
昭和49年11月	法務省刑事局付
昭和50年 1月	法務省刑事局参事官
昭和52年 8月	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長
昭和54年12月	大阪地検総務部長
昭和57年 2月	大阪地検特別捜査部長
昭和58年12月	大阪地検次席検事
昭和59年11月	最高検検事
昭和61年 9月	奈良地検検事正
昭和63年12月	神戸地検検事正
平成 2年12月	大阪地検検事正
平成 4年 5月	次長検事
平成 5年 7月	大阪高検検事長
平成 7年 7月	東京高検検事長
平成 8年 1月	検事総長